

美里町ふるさと納税業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本プロポーザルは、美里町ふるさと応援寄附関係業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の契約候補者として選定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

美里町ふるさと納税業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※令和5年4月1日から運用開始できるよう、前事業者からの引継ぎ等、準備を進めること。

(3) 業務内容

別紙「美里町ふるさと納税業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託金額

寄附金額×受託料率（1円未満の単数は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

(5) 本業務委託にかかる令和5年度予算額

3,465千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、寄附受入額増額により委託料が予算額を超えると見込まれる場合は、美里町は補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を進めるものとする。

3. プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行う。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件の全てを満たすこととする。

(1) 租税公課の滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

5. 契約締結までのスケジュール (予定)

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和4年12月23日(金)
質問書の提出期限	令和5年1月13日(金)午後5時
質問に対する回答の公表	令和5年1月18日(水)
参加書等の提出期限	令和5年1月25日(水)午後5時
書類審査	令和5年1月26日(木)～27日(金)
審査結果の通知	令和5年1月下旬
契約締結	令和5年1月下旬
引継ぎ及び準備期間	令和5年2月～3月
業務開始	令和5年4月1日(日)

6. 契約候補者選定にあたっての提出書類等

(1) 提出書類

No.	書類名	提出部数
1	参加書兼誓約書(第1号様式)	1部
2	会社概要(第2号様式)	4部
3	類似業務請負実績書(第3号様式)	4部
4	商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書(発行後3か月以内のもの。)	1部
5	納税証明書(その3の3) (提出期限から6か月以内のものに限る。)	1部
6	提案書(※下記「提案書の作成方法」を参照)	4部
7	見積書(任意) ※寄附金額に対する受託料率を記載すること。 また、上記とは別に美里町に負担が発生する経費について、算定根拠がわかるように参考事項として付記すること。 《参考事項としての記載項目例》 ・返礼品配送にかかる料金表 配送種別・サイズ・距離等。 ・仕様書以外に提案ができる業務について、オプション契約となる場合は、その業務内容と見積金額を算定根拠がわかるように記載すること。	1部

◆提案書の作成方法◆

①様式

提案書の様式は自由とする。表紙を含みA4版で20枚以内（両面印刷可）にまとめ製本すること。（製本の体裁は自由とする。）

②構成・内容

提案書は別添仕様書の内容を踏まえながら、以下に記載された項目順で記載し作成すること。

≪提案書記載項目≫

項目1：基本的事項

- ・会社の概要 など

項目2：業務の提案

下記の項目について、具体的な提案をしてください。

(a) 事業の実施計画

- ①全体計画
- ②寄附管理業務
- ③寄附件数及び寄附額の増加を図るための方策
- ④上記①～③の他、町政、地域振興に資する方策
- ⑤事業成果の見込み（目標値等）

※目標値：

- ・寄附件数＝百件単位で記載
- ・寄附額＝千円単位で記載、
- ・ページリニューアル商品数、新規開発返礼品数、開拓事業者数＝全て件数で記載

(b) 業務の実施体制

- ①事業の実施体制
- ②事業実施の能力・実施実績（実績がある場合に記入）
※実績は、受託前後での寄附額の伸び率等を記載してください。
- ③事業責任者・実務担当者の知識・経験・資格等
- ④事業費の積算（金額及び寄附額に対する率）

項目3：スケジュール

- ・業務開始に向けたスケジュールの提示

項目4：その他（自由提案）

- ・その他PRポイント など

(2) 提出方法

持参または郵送とし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1

美里町役場 総合政策課財政係

(4) 提出期限

令和5年1月25日(金)午後5時 必着

(5) 提出書類等の取り扱い

ア. 提出された提案書等は返却しない。また、提案書等は契約候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

イ. 提出された提案書等の再提出及び記載内容の変更は、原則認めない。

ウ. 提出書類等に係る費用は、提案者負担とする。

(6) 質問及びそれに対する回答の方法等

本企画提案に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。ただし、参加申込書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、共同企業体の場合は、代表企業が取りまとめて質問書を提出すること。

ア. 提出書類 質問書(様式4)

イ. 提出期限 令和5年1月13日(金)午後5時まで

ウ. 提出方法 電子メールで提出すること。

電子メール以外による質問には応じない。

なお、送信後は到達の確認を必ず行うこと。

エ. 送付先 zaisei@town.saitama-misato.lg.jp

オ. 質問の回答 令和5年1月18日(水)までに美里町ホームページに掲載する。

7. 選定及び結果の通知

提案書に記載を求めた各項目について、提案書の内容、見積書の金額を総合的に審査し、契約候補者を選定する。

選定の結果については、令和5年1月下旬に参加者に対して電子メール及び文書で通知する。

なお、選定後、契約の資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消すものとする。

8. 契約について

- (1) 契約候補者と協議成立後、美里町契約規則の規定により業務委託契約を締結する。
- (2) 契約方法は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約とする。
- (3) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づき決定する。

9. 問合せ先

美里町役場 総合政策課財政係

電話：0495-76-1114

FAX：0495-76-0909

メール：zaisei@town.saitama-misato.lg.jp